

ファンド法の対象とするビーカルについて

投資信託及び投資法人に関する法律		商品ファンド法	不動産特定共同事業法
投資信託		商品ファンド	不動産共同事業
会社型	○投資法人 ※本法に基づき設立される投資法人以外の法人は規制対象となる。		
信託型	○投資信託（契約型） ※本法に基づき設立される投資信託のほか類似の信託が規制対象となる。	○信託形態	
組合型		○匿名組合形態 ○任意組合形態 ○パートナーシップ形態その他海外における類似の形態	○匿名組合 ○任意組合
その他			○賃貸